

# 松葉三丁目町会・自主防災規約

(令和2年4月26日制定)

(名称)

第1条 本組織は、松葉三丁目町会自主防災組織（以下「防災組織」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災組織は、松葉三丁目町会・会則（平成27年4月12日制定、以下「会則」という。）

第4条第1号に規定する事業のため、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことを目的とする。活動目的は地震や火災などの災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(防災組織の所在地)

第3条 防災組織の本部は、松葉三丁目町会長宅に置く。

(事業)

第4条 防災組織は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震などに対する災害の防止に関すること。
- (3) 地震などの発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導など応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6) 火災予防（運動）に関すること。
- (7) その他防災組織の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第5条 防災組織は、松葉三丁目町会内に居住する者をもって構成する。

(防災役員)

第6条 防災組織に次の防災役員を置く。

- |              |        |
|--------------|--------|
| (1) 統括       | 1名     |
| (2) 防災委員長    | 1名     |
| (3) 会計責任者    | 1名     |
| (4) 班のリーダー   | 1名（5班） |
| (5) 班のサブリーダー | 1名（5班） |

2 防災組織に次の防災委員を置く。

- (1) 町会各グループの班長及び 副班長
- (2) 町会の推薦（自薦・他薦）によるマイスター登録者

3 防災役員は、次による。

- (1) 統括は、会則第6条第1項第1号に規定する会長
- (2) 防災委員長は、前項に規定する防災委員から会則第10条第2項に規定する役員会（以下「役員会」という。）が推薦する。
- (3) 会計責任者は、会則第6条第1項第3号に規定する会計

(4) 各班のリーダーは、会則第6条第1項第5号に規定する班長から役員会が推薦する。

(5) 各班のサブリーダーは、前第2項に規定する防災委員から役員会が推薦する。

4 防災役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

5 防災委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(防災役員・防災委員の任務)

第7条 統括は、防災組織を代表し、防災本部を統括し、地震などの発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 防災委員長は、統括を補佐し、統括に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 各班のリーダー及びサブリーダーは、防災本部の構成員となり、防災本部の運営にあたる。

4 会計責任者は、防災本部の会計を行う。

5 防災委員は、防災組織を構成する班の何れかに予め所属し、防災活動や防災本部の運営に協力する。

(総会)

第8条 総会は、会則第4章会議に規定する総会をいい、その議決をもってこれにあたる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 防災計画の作成に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) その他総会で審議することが必要と思われる事。

3 総会后、すみやかに役員会を開催し、防災委員長、各班のリーダー及びサブリーダーを推薦し、防災組織を構成する。

(防災役員会)

第9条 防災役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべき事項

(2) 総会から委託された事項

(3) その他防災役員会が特に必要と認めた事項

(防災幹事会)

第10条 防災組織の幹事会（以下「防災幹事会」という。）は、第8条第3項の規定により推薦された防災委員長及び各班のリーダーによって構成する。

2 防災幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 防災役員会に提出すべき事項

(2) 防災役員会から委託された事項

(3) その他幹事会が特に必要と認めた事項

(防災計画)

第11条 地震などによる被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震などの発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事項

(2) 防災知識の啓もうに関する事項

(3) 防災訓練の実施に関する事項

(4) 地震などの発生時における情報の収集伝達、初期消火、救護、避難誘導に関する事項

(5) その他必要な事項

(経費の支弁)

第12条 防災組織の経費は、会則第16条の規定による。

(附則)

平成21年8月31日「松葉三丁目町会・自主防災組織」設立

(附則)

この規約は、令和2年4月26日制定

この規約は、令和2年4月1日から実施する